

## 市川市クリーンセンター機能維持管理分析業務委託仕様書

1 件 名 市川市クリーンセンター機能維持管理分析業務委託

2 業務目的 本業務は、市川市クリーンセンターの機能を適正に維持管理するために必要な①ばい煙測定、②有機塩素化合物測定、③作業環境測定、④ごみ質分析調査、⑤焼却灰等分析業務を実施するものとする。

3 委託場所 市川市田尻1003番地 市川市クリーンセンター（別紙案内図参照）

4 委託期間 令和7年4月21日～令和8年3月31日

5 業務内容 市川市クリーンセンターにおける①ばい煙測定、②有機化合物測定、③作業環境測定、④ごみ質分析調査、⑤焼却灰等分析業務を受託者が委託者の指示のもとに実施するものとする。また、各測定等の報告（速報を含む）に当たっては、各測定値、規制基準値及び定量下限値等を記載した一覧表を添付すること。

①ばい煙測定については、ばい煙測定個別仕様書により実施するものとする。

②有機塩素化合物測定については、有機塩素化合物測定個別仕様書により実施するものとする。

③作業環境測定については、③-1 作業環境測定業務委託標準仕様書及び③-2 作業環境測定個別仕様書により実施するものとする。

④ごみ質分析については、ごみ質分析調査個別仕様書により実施するものとする。

⑤焼却灰等分析業務については、焼却灰等分析業務個別仕様書により実施するものとする。

6 添付資料

添付1. 施設案内図

添付2. ①ばい煙測定個別仕様書

添付3. ②有機塩素化合物（ダイオキシン類）測定個別仕様書

添付4. ③-1 作業環境測定業務委託標準仕様書

③-2 作業環境測定業務委託個別仕様書

添付5. ④ごみ質分析調査個別仕様書

添付6. ⑤焼却灰等分析個別仕様書

各個別仕様書の添付書類のとおり。

7 業務実施日及び業務時間

(1) 業務実施日

委託者が指定した日曜祝日を除く通常操業日とする。

(2) 業務時間

午前8時40分から午後5時00分までとする。

（準備及び片付け時間を含む）

## 8 提出書類及び報告書（成果品）

### （1）提出書類

- ① 業務計画書
- ② 実施体制
- ③ 全体工程
- ④ 技術者選任届（ばい煙測定の技術を有する者を選任すること。）
- ⑤ 資格者名簿（技術者名簿）
- ⑥ 着手届
- ⑦ 打ち合わせ議事録（指示・協議事項の記録）
- ⑧ 完了届

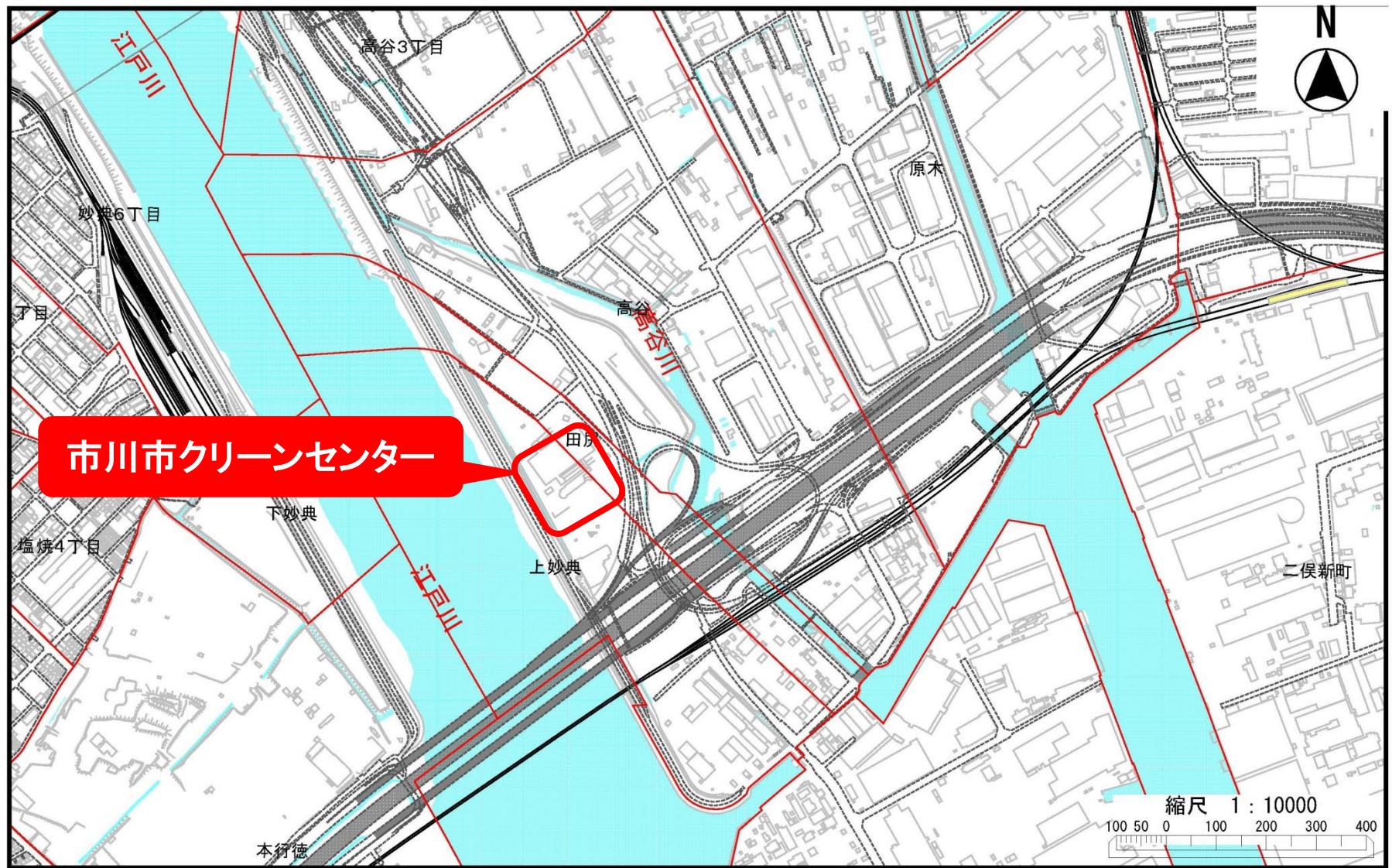
他は各個別仕様書のとおりとする。

### （2）報告書（成果品）

各個別仕様書のとおりとする。

## 9 その他

- （1）使用する消耗品及び機材等は、受託者の負担とする。
- （2）委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- （3）受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- （4）受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- （5）受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- （6）受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- （7）業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- （8）この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。



添付 1 案内図

## ①ばい煙測定個別仕様書

1. 測定項目 ばい煙測定
2. 業務目的 市川市クリーンセンターに設置されているばい煙発生施設のばい煙を測定するものとする。
3. 業務内容 市川市クリーンセンターに設置されているばい煙発生施設のばい煙を別紙①-1 及び別紙①-2 の項目に従い測定する。
  - (1) 測定頻度
    - ・廃棄物焼却炉 12回（2炉を2ヶ月ごとに測定する）
    - ・ボイラ 1回
  - (2) 測定地点及び測定点
    - ・廃棄物焼却炉
      - ①測定地点  
地上 10.5m + 0.7m = 11.2m  
円筒煙突 D=1.5m S=1.766 m<sup>2</sup>
      - ②測定位置及び測定点  
別紙2 测定位置及び測定点図による。)
    - ・ボイラ
      - ①測定地点  
工場棟4階室内煙道又は煙突
  - (3) 測定方法  
大気汚染防止法に定められた方法に基づき測定する。  
※ 測定対象となる施設の概要
    - ・廃棄物焼却炉
 

① 焼却物質	一般廃棄物
② 焼却能力	200 t／日
③ 焼却装置	火格子面積：45.58 m <sup>2</sup> 乾燥・燃焼・後燃焼段構成
④ 助燃装置	灯油：450ℓ／h × 2台／炉
⑤ 煙 突	3筒式 D=1.5m H=9.0m
⑥ 排 出 口	D=1.2m S=1.1304 m <sup>2</sup>
⑦ 排出ガス量	湿りガス量 53, 360 m <sup>3</sup> N/h

・ボイラ

- ① 燃料 灯油
- ② 燃料使用量 271ℓ/h
- ③ 伝熱面積 35.7m<sup>2</sup>
- ④ 排出口の高さ 3.9m
- ⑤ 排出ガス量 湿りガス量 3, 259m<sup>3</sup>/h

4. 添付資料

- (1) 別紙①-1 及び別紙①-2 ばい煙測定項目
- (2) 別紙①-3 測定位置及び測定点図

5. 提出書類及び報告書（成果品）

・提出書類は、A4版とする。

(1) 提出書類

- ① ばい煙測定結果報告書
  - ② 業務日報（作業内容、作業時間及び作業人員を記載したもの）
  - ③ 業務状況報告（経過報告）
  - ④ 業務記録写真（日付が確認できるもの）
  - ⑤ その他指示によるもの
- ②～⑤は測定毎に提出する。

(2) 報告書

ばい煙測定結果報告書

①各回の測定結果報告書・・・・・・1部

②年間測定結果報告書・・・・・・2部

③業務日報及び作業状況の写真・・・・・・2部

・提出期限について、①は測定日から30日以内とし、測定結果一覧表（電子媒体エクセルファイル）及び測定結果報告書により報告すること。  
②及び③は委託期間の最終日までとする。ただし、測定結果が基準値を超過している場合には、直ちに報告すること。

## ばい煙測定項目 (廃棄物焼却炉)

別紙①-1

測定項目及び分析方法	全測定回数	各測定における最小サンプリング回数
ばいじん J I S Z 8808	12回	2回
いおう酸化物 J I S K 0103	12回	3回
窒素酸化物 J I S K 0104	12回	3回
塩化水素 J I S K 0107	12回	3回
塩素 J I S K 0106	12回	3回
シアン化合物 J I S K 0109	12回	3回
クロム及びその化合物 J I S K 0083	12回	2回
カドミウム及びその化合物 J I S K 0083	12回	2回
鉛及びその化合物 J I S K 0083	12回	2回
フッ素及び化合物 J I S K 0105	12回	3回
水銀(ガス状) J I S K 0222	12回	2回
湿りガス量 J I S Z 8808	12回	8回
乾きガス量 J I S Z 8808	12回	8回
ガス温度 J I S Z 8808	12回	8回
水分 J I S Z 8808	12回	2回
ガス流速 J I S Z 8808	12回	8回
オルザットガス分析 J I S K 0301	12回	4回

※分析方法については、改正された場合は最新分析方法とすること。

## ばい煙測定項目 (ボイラ)

別紙①-2

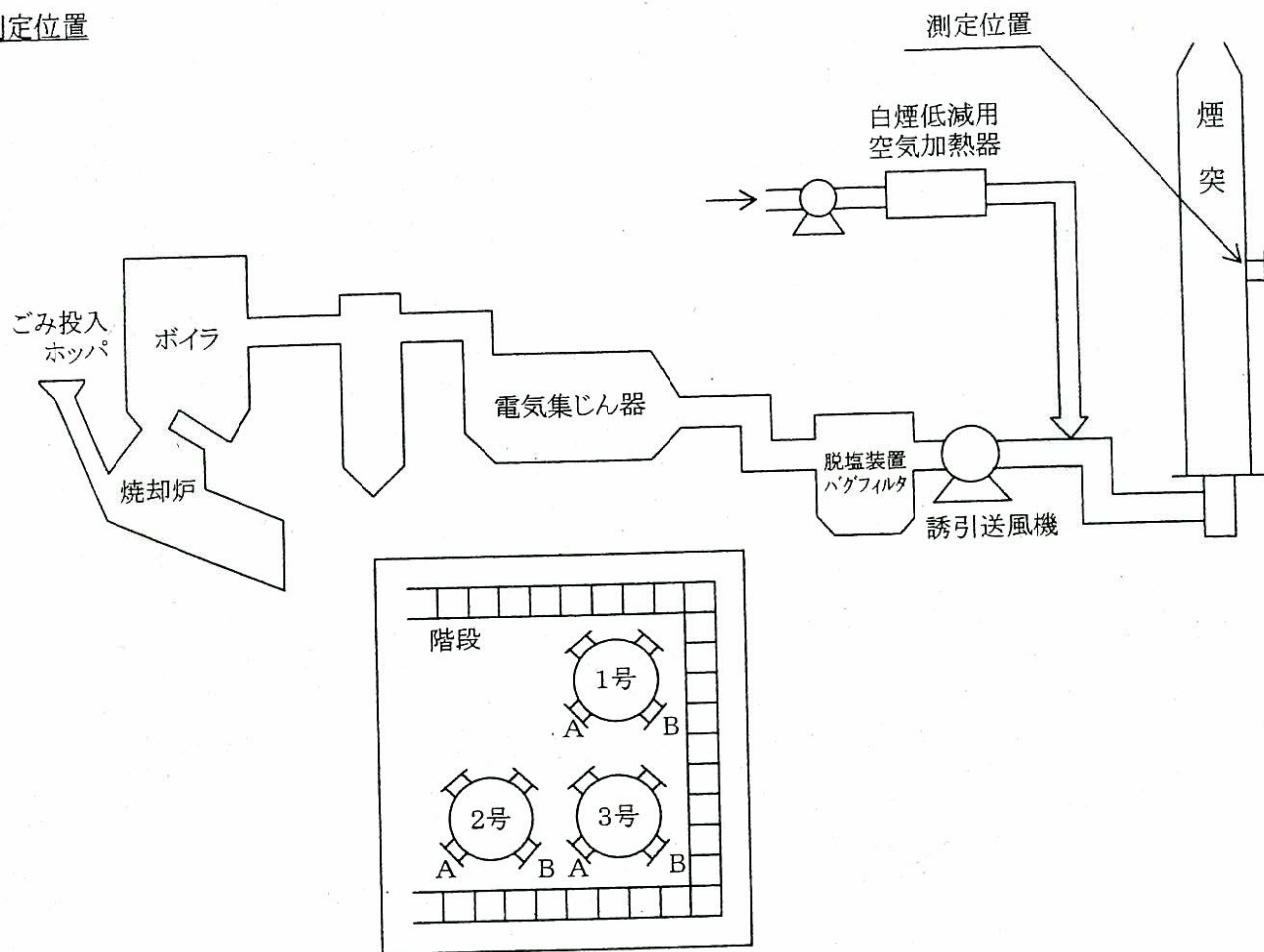
測定項目及び分析方法	全測定回数	各測定における最小サンプリング回数
ばいじん J I S Z 8808	1回	2回
いおう酸化物 J I S K 0103	1回	3回
窒素酸化物 J I S K 0104	1回	3回
湿りガス量 J I S Z 8808	1回	1回
乾きガス量 J I S Z 8808	1回	1回
ガス温度 J I S Z 8808	1回	4回
水分 J I S Z 8808	1回	2回
ガス流速 J I S Z 8808	1回	4回
オルザットガス分析 J I S K 0301	1回	1回

※分析方法については、改正された場合は最新分析方法とすること。

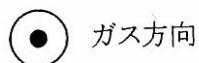
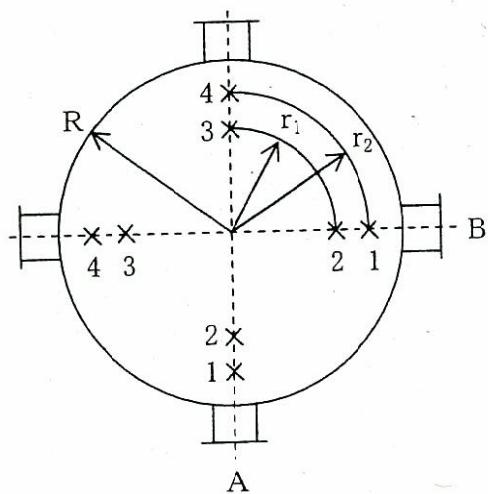
# 測定位置及び測定点図

別紙①-3

測定位置



測定点図



断面積(A)	1.77m <sup>2</sup>
2R	1500mm
$r_1$	375mm
$r_2$	650mm

## ②有機塩素化合物（ダイオキシン類）測定個別仕様書

### 1. 測定項目 有機塩素化合物（ダイオキシン類）測定

2. 業務目的 市川市クリーンセンターの排出ガス・焼却灰・飛灰及び放流水中の有機塩素化合物（以下「ダイオキシン類」と言う。）の測定を行い、法基準適合性の確認及び実態把握により、ダイオキシン類の排出抑制に資することを目的とする。

### 3. 業務内容

#### (1) 測定頻度

- ・排出ガス（煙突及びEP出口）、各炉主灰及び各炉乾燥飛灰  
　　焼却炉 3 炉分を夏季・冬季 2 回の年 6 検体
- ・混合主灰、使用済石灰及び放流水  
　　夏季・冬季の年 2 検体

排出ガス以外の試料については、受託者が準備した試料容器に委託者が採取し、引き渡すものとする。別紙②-1 に記載されている内容のとおり測定分析するものとする。

#### (2) 測定地点及び測定点

煙突及びEP出口の測定点及び測定位置は別紙②-2 のとおりとする。

#### (3) 測定方法

- ① 排出ガス及び放流水については「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年総理府令第67号）により規定された日本工業規格K0311及びK0312に定める方法を用いる。
- ② 各炉主灰・各炉乾燥飛灰・混合主灰及び使用済石灰については、平成16年環境省告示第80号（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法）に準拠するものとする。
- ③ 大気汚染防止法に関する排出ガスの測定項目及び分析方法は、ガス量・ガス流速・水分・温度（ガス組成）（JIS Z 8808）、ばいじん（JIS Z 8808：円筒ろ紙法）、塩化水素（JIS K 0107：イオンクロマトグラフ法）、CO・O<sub>2</sub>（JIS K 0301：オルザットガス分析）とすること。また、排出ガス中のCO濃度及びO<sub>2</sub>濃度を自動測定機により連続測定し、COについてはO<sub>2</sub> 1 2 %換算値の4時間平均値も算出する。

- ④ 毒性等価換算評価については、「ダイオキシン類対策特別措置法」で定める係数を使用する。

※分析方法について、改正された場合は最新分析方法とすること。

(4) 再サンプリング・再測定

サンプリング及び測定分析において、異常と思われる状況が確認され、受託者の責に帰すると認められた場合は、受託者において再サンプリング・再測定分析するものとする。

4. 添付資料

(1) 別紙②-1 ダイオキシン類測定分析内容

(2) 別紙②-2 測定位置及び測定点図

5. 提出書類及び報告書（成果品）

・提出書類は、A4版とする。

(1) 提出書類

- ① 有機塩素化合物測定報告書
  - ② 資格者名簿（ダイオキシン類測定者の技術者名簿）
  - ③ 業務日報（作業内容、作業時間及び作業人員を記載したもの）
  - ④ 業務状況報告（経過報告）
  - ⑤ 業務記録写真（日付が確認できるもの）
  - ⑥ その他指示によるもの
- ③～⑥は測定都度提出する。

(2) 報告書

① 各回の測定結果報告書・・・・・・1部

② 夏季測定結果報告書・・・・・・2部

③ 冬季測定結果報告書（年間測定結果報告書）・・・・・・2部

④ 作業日報及び作業状況の写真・・・・・・2部

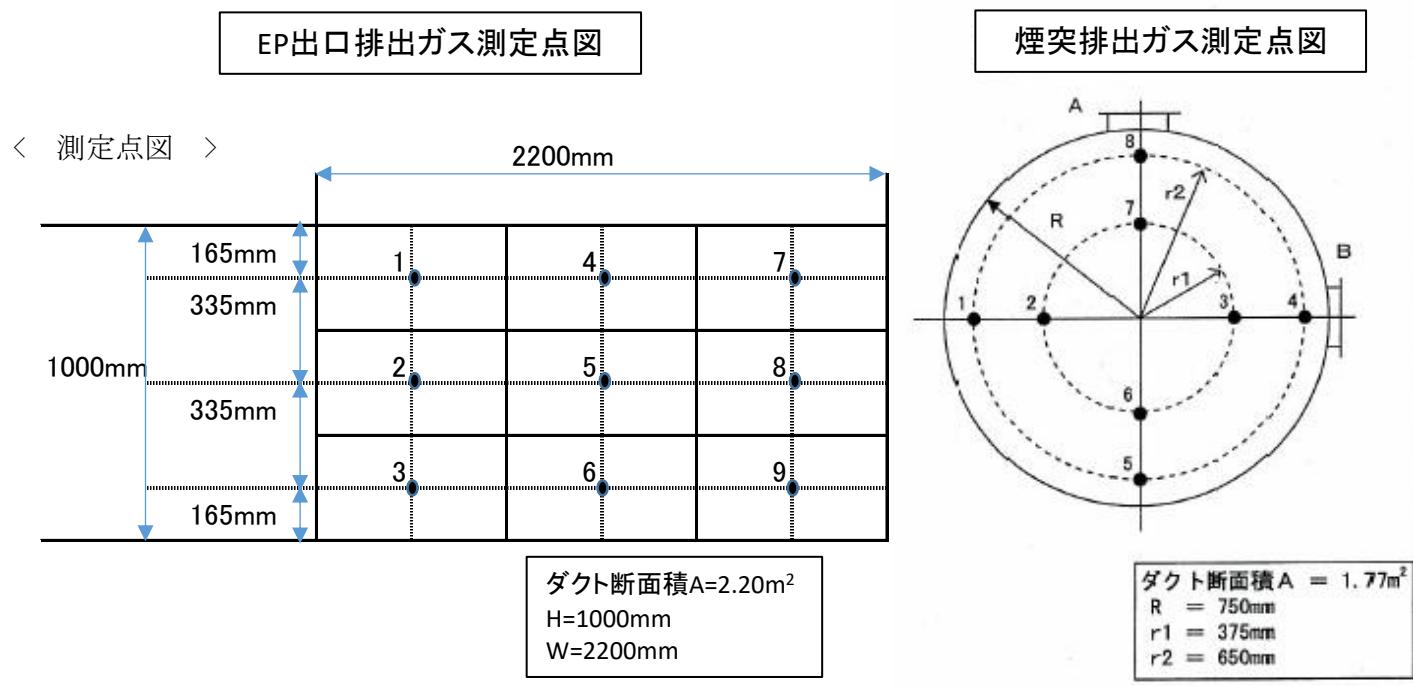
・提出期限について、①は試料採取日から50日以内とし、測定結果一覧表（電子媒体エクセルファイル）及び測定結果報告書により報告すること。計量証明書の発行が可能な測定項目については計量証明書を提出すること。また、サンプリング記録、測定結果、毒性等価換算評価及びSIMクロマトグラムのチャート紙等必要と思われる書類を添付すること。②、③及び④は委託期間の最終日までとする。ただし、測定結果が基準値を超過している場合には、直ちに報告すること。

## ダイオキシン類測定分析内容

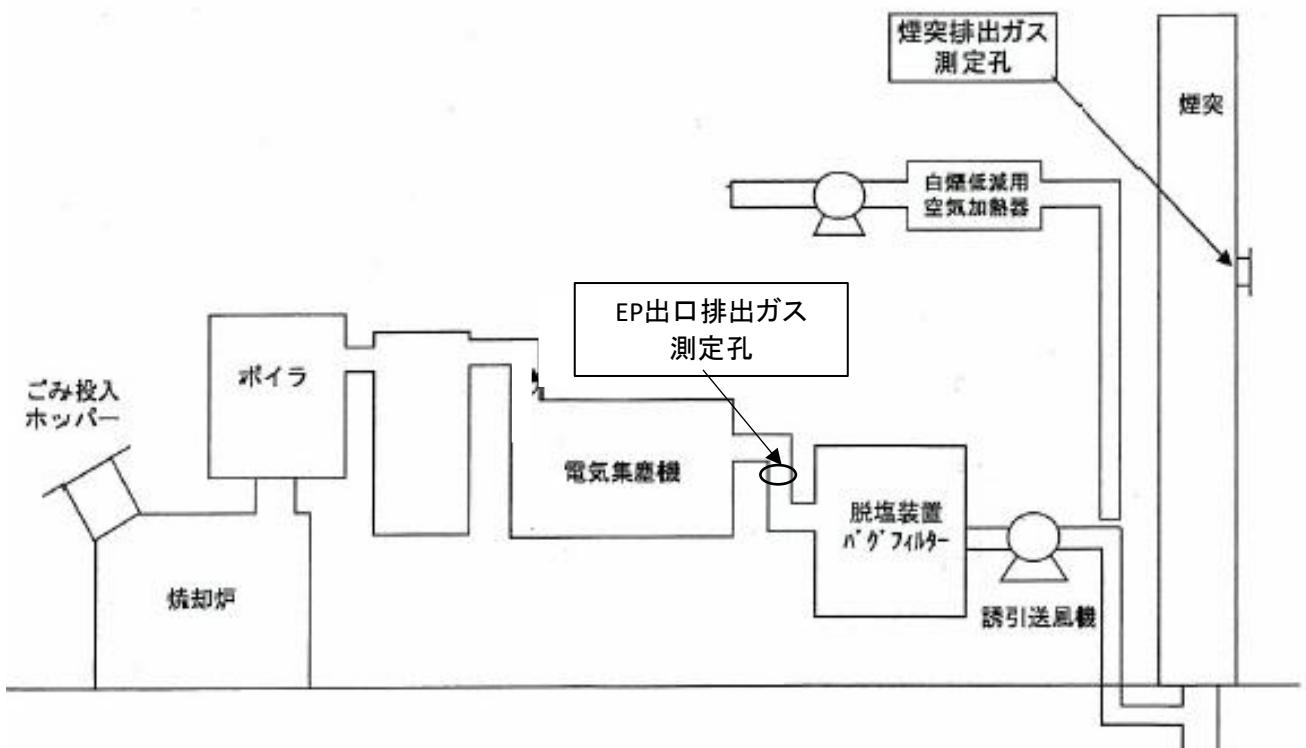
別紙 ②-1

分析対象	分析試料	検体数	分析項目及び回数	項目数
第1回 (夏期)	1号炉	煙突排出ガス EP出口排出ガス 焼却灰 飛灰	PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回) CO、O <sub>2</sub> の自動測定機による連続測定(1回) 塩化水素 (2回) 及びばいじん (1回)	7
			PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回) CO、O <sub>2</sub> の自動測定機による連続測定(1回) 塩化水素 (2回) 及びばいじん (1回)	7
			PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回)	3
			PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回)	3
	2号炉	煙突排出ガス EP出口排出ガス 焼却灰 飛灰	PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回) CO、O <sub>2</sub> の自動測定機による連続測定(1回) 塩化水素 (2回) 及びばいじん (1回)	7
			PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回) CO、O <sub>2</sub> の自動測定機による連続測定(1回) 塩化水素 (2回) 及びばいじん (1回)	7
			PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回)	3
			PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回)	3
	3号炉	煙突排出ガス EP出口排出ガス 焼却灰 飛灰	PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回) CO、O <sub>2</sub> の自動測定機による連続測定(1回) 塩化水素 (2回) 及びばいじん (1回)	7
			PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回) CO、O <sub>2</sub> の自動測定機による連続測定(1回) 塩化水素 (2回) 及びばいじん (1回)	7
			PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回)	3
			PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回)	3
第2回 (冬期)	1号炉	放流水 ピット混合灰 使用済石灰	PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回)	3
			PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回)	3
			PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回)	3
	2号炉	煙突排出ガス EP出口排出ガス 焼却灰 飛灰	PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回) CO、O <sub>2</sub> の自動測定機による連続測定(1回) 塩化水素 (2回) 及びばいじん (1回)	7
			PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回) CO、O <sub>2</sub> の自動測定機による連続測定(1回) 塩化水素 (2回) 及びばいじん (1回)	7
			PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回)	3
			PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回)	3
	3号炉	煙突排出ガス EP出口排出ガス 焼却灰 飛灰	PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回) CO、O <sub>2</sub> の自動測定機による連続測定(1回) 塩化水素 (2回) 及びばいじん (1回)	7
			PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回) CO、O <sub>2</sub> の自動測定機による連続測定(1回) 塩化水素 (2回) 及びばいじん (1回)	7
			PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回)	3
			PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回)	3
その他	放流水 ピット混合灰 使用済石灰	合 計	PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回)	3
			PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回)	3
			PCDDs、PCDFs、CO-PCBs (1回)	3
			30	138

市川市クリーンセンター 焼却炉  
測定位置及び測定点図



## &lt; 測定位置図 &gt;



## ③－1 作業環境測定業務委託標準仕様書 (平成30年版)

本標準仕様書は 市川市の建築物における執務環境測定業務遂行上共通する必要事項であり、各施設個別の特記事項は『③－2作業環境測定業務委託個別仕様書』に定めるものとする。

なお、総括事項に関しては、【100】『市川市建築保全業務委託等共通仕様書』による。

### 業務別 標準仕様書一覧

- 【110】 市川市 総合管理業務委託標準仕様書
- 【120】 市川市 定期点検等及び保守業務委託標準仕様書
- 【130】 市川市 運転・監視及び日常点検・保守業務委託標準仕様書
- 【140】 市川市 清掃業務委託標準仕様書

#### ■【150】 市川市 執務環境測定業務委託標準仕様書

- 【151】 空気環境測定
- 【152】 照度測定
- 【153】 吹付けアスベスト等の点検

- 【160】 市川市 施設警備業務委託標準仕様書

### ③-1 作業環境測定

#### 第1章 一般事項

##### 1) 適用

本節は、建築物等の執務環境に関する測定、吹付けアスベスト等の点検及びねずみ・昆虫等の防除に適用する。

##### 2) 点検及び保守に伴う注意事項

点検に使用する脚立等は、受注者の負担とする。ただし、高所作業に必要な足場、仮囲い等(作業床高さ2m以上)は、特記による。

#### 第2章 空気環境測定

##### 1) 適用

本章は、建築物の事務室等の空気環境の測定に適用する。

##### 2) 業務目的

本業務は、室内空気質の状態を把握することにより、空気調和設備等の適正に管理による健康被害の発生防止に資することを目的とする。

##### 3) 測定結果の報告

測定結果の報告は、【100】『市川市建築保全業務委託等共通仕様書』6「業務の報告等」による。なお、測定の結果、管理基準値に適合しない場合には、その原因を推定し、施設管理担当者に報告する。

##### 4) 空気環境測定

(1) 空気環境測定の測定項目及び測定機器等は「室内環境測定」の表による。

#### 室内環境測定

測定項目	測定機器	管理基準値
1 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙( $0.3 \mu m$ のステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る)を装着して相対沈降径がおむね $10 \mu m$ 以下の浮遊粉塵を重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の指定した者により当該機器を標準として較正された	空気 $1 m^3$ につき $0.15 mg$ 以下
2 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	100万分の10以下（注1）
3 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	100万分の1,000以下
4 温度	0.5度目盛の温度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	① 17度以上28度以下 ② 居室温度を外気の温度より低くする場合その差を著しくしないこと
5 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	40%以上70%以下
6 気流	0.2m/s以上の気流を測定することができる風速計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	0.5m/s以下

7 ホルムアルデヒドの量 (注2)	2・4-ジニトロフェニルヒドラジン 補集-拘束液体クロマトグラフ法 により測定する機器、4-アミノ-3ヒ ドラジノ-5-メルカプト-1・2・4-トリ アゾール法により測定する機器又 は厚生労働大臣が別に指定する 測定器	空気1m <sup>3</sup> につき0.1mg以下
----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------

注1) 大気中における一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の10を超えるため、居室における一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の10以下になるように空気を浄化して供給することが困難である建築物において、100万分の20とする。

注2) 測定は、新築・増築、大規模の修繕又は模様替を行い、建築物の使用を開始した時点から直近の測定期間(6月1日～9月30日までの間)中に1回行うものとする。測定箇所は、新築・増築、大規模の修繕又は模様替を行った各階ごとの一箇所とする。

※ 表中1、2、3に掲げる管理基準値について比較すべき数値は、1日の使用時間の平均値とする。この場合の平均値は、始業後、終業前の2時点において測定し、その平均値をもって当該平均値として差し支えない。

※ 表中4、5、6に掲げる管理基準値について比較すべき数値は、居室の使用時間中常時の値とする。ただし、これによりがたい場合は、1日の使用時間中における2～3回の測定値とする。

(2) 測定位置等は、次による。

① 室内については、当該建築物の通常の使用期間中に、各階毎に居室の中央部の床上75cm以上150cm以下の高さで測定する。なお、床上10cmの高さでの温度測定の必要がある場合には特記による。

② 外気については、外気取入口付近及び1階出入口付近で測定する。ただし、気流及びホルムアルデヒドの量の測定は行わない。

(3) 測定周期は、2月に1回とする。ただし、ホルムアルデヒドの量は4)項7. (注2)による。

(4) 測定点数は特記による。なお、特記がない場合は、次の表により算出する。

測定点数

特定建築物の延べ床面積	測定を要する延べ床面積に対し1測定点当たりの床面積	外気の測定点数
3,000m <sup>2</sup> 未満	300m <sup>2</sup>	2点
3,000m <sup>2</sup> 以上 5,000m <sup>2</sup> 未満	400m <sup>2</sup>	2点
5,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満	500m <sup>2</sup>	2点
10,000m <sup>2</sup> 以上20,000m <sup>2</sup> 未満	800m <sup>2</sup>	2点
20,000m <sup>2</sup> 以上30,000m <sup>2</sup> 未満	1,000m <sup>2</sup>	2点
30,000m <sup>2</sup> 以上 100,000m <sup>2</sup> 未満	2,000m <sup>2</sup>	2点

注1) 測定を要する延べ床面積とは、空気調和設備及び機械換気設備を設けている居室の延べ床面積をいう。

注2) 算出値の小数点以下は、切り上げる。

## 【152】照度測定

### 1) 適用

本節は、建築物の事務室等の照度測定に適用する。

### 2) 業務目的

本業務は、建築物の照度を測定することにより、執務環境を快適にするとともに、視作業による作業効率の向上、作業安全の向上に資することを目的とする。

### 3) 測定結果の報告等

測定結果の報告は、【100】『市川市建築保全業務委託等共通仕様書』6「業務の報告等」による。なお、測定の結果、次の表の所要照度に適合しない場合は、その原因を追究し、施設管理担当者に報告する。

### 4) 照度測定

- (1) 測定方法は、JIS C 7612(照度測定方法)によるものとし、測定機器はJIS C 1609-1(照度計) の規格品とする。
- (2) 測定周期は、6月に1回とする。
- (3) 測定箇所は、特記による。

所要照度	
作業の種類又は場所	所要照度 (ルクス)
○設計室、○製図室、VDT使用室	1,500 ～750
一般事務室、会議室、上級室(役員室)、中央監視室、厨房	750～500
書庫、電算室、受付、待合室、電気室	500～200
廊下、階段、倉庫、更衣室、便所	200～100

○印の作業の場所は局部照明によってこの照度を得ても良い。

## 【153】吹付けアスベスト等の点検

### 1) 適用

本節は、吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール（以下、「吹付けアスベスト等」という。）が施工されている箇所（封じ込め又は囲い込み処理を実施した箇所を含む）において行う吹付けアスベスト等の点検に適用する。なお、適用箇所は特記による。

### 2) 業務目的

吹付けアスベスト等の劣化の状況を点検することにより、室内におけるアスベスト粉じんの飛散を防止し、執務者等の健康被害の発生防止に資することを目的とする。

### 3) 点検結果の報告

点検結果の報告は、【100】『市川市建築保全業務委託等共通仕様書』6「業務の報告等」による。なお、点検の結果、吹付けアスベスト等の粉じんの飛散のおそれがある場合は、速やかに飛散を防止するための対策を検討し施設管理担当者に提案する。

### 4) 点検

- (1) 吹付けアスベスト等の点検項目及び点検内容は「吹付けアスベスト等の点検」による。
- (2) 点検及び測定は通常の状態で行う。
- (3) 点検周期は特記による。なお、特記がない場合は、次による。
  - ①封じ込め又は囲い込み処理が施工されていない箇所
    - ・露出部分、気流の流れのある部分等：3月に1回
    - ・隠ぺい部分、その他①以外の部分：6月に1回
  - ②封じ込め又は囲い込み処理が施工されている箇所：1年に1回
- (4) アスベスト粉じん濃度の測定の実施及びその方法は特記による。なお、測定方法の特記がない場合は、JIS K 3580-1（空気中の纖維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法）による。

### 吹付けアスベスト等の点検

点検項目	点検内容	備考
吹付けアスベスト等	次について目視により点検を行う。 ① 層表面の毛羽立ちの有無 ② 繊維のくずれの有無 ③ 部分的なたれ下がりの有無 ④ 下地と層間の浮き、はがれの有無 ⑤ 局部的損傷、欠損の有無 ⑥ 層の損傷、欠損の有無	12条点検

### ③-2 作業環境測定業務委託 個別仕様書

1 件 名 : 市川市クリーンセンター機能維持管理分析業務委託

2 委託場所 : 市川市田尻1003番地 市川市クリーンセンター

<注: \* 施行場所が2箇所以上になる場合は下記欄に明示のこと/または「別紙-対象施設一覧表」による>

3 委託期間 :

4 業務仕様 :

(1)本仕様書に記載されていない事項は、『【100】市川市 建築保全業務委託共通仕様書』(以下『共通仕様書』)という。)及び『③-1 作業環境測定業務委託標準仕様書』(以下『標準仕様書』)という。)による。

(2)本仕様は■印の付いたものを適用する。

5 業務条件他個別事項 該当箇所を□→■にマーキングのこと

1) 執務環境測定の範囲	
	<input checked="" type="checkbox"/> ■: 空気環境測定 <input type="checkbox"/> □: 照度測定 <input type="checkbox"/> □: 吹付けアスベスト等の点検 同上適用箇所 <input type="checkbox"/> □: ・吹付けアスベスト <input type="checkbox"/> □: ・アスベスト含有吹付けロックウール
(1) 対象部分	<input checked="" type="checkbox"/> ■: 「別紙③-2-1 測定項目一覧」による
(2) 数量	
(3) 測定回数	
(4) 測定項目・内容	<input checked="" type="checkbox"/> ■: 標準仕様 ③-1 作業環境測定業務委託標準仕様書による <input checked="" type="checkbox"/> ■: 標準仕様の他 標準仕様の他に「その他特記」あり に別途指定有り
2) 施設(設備)関係図面、資料	<input checked="" type="checkbox"/> ■: 有り 詳細は、12)添付書類による <input type="checkbox"/> □: 無し
3) 貸与資料(または閲覧)	<input type="checkbox"/> □: 有り 下記による (*印については個別仕様書に添付必須図面類 添付しない場合は、閲覧又は貸与資料欄に記載のこと)  ・図面類 <input type="checkbox"/> □: * ・「対象施設位置図」  ・点検・検査関連簿 <input type="checkbox"/> □: ・当該設備点検結果報告書  ・その他 <input type="checkbox"/> □:  <input checked="" type="checkbox"/> ■: 無し
4) 業務条件:業務実施日時の指定	<input checked="" type="checkbox"/> ■: 有り 日曜・祝日を除く通常操業日 <input type="checkbox"/> □: 無し
5) 建築物環境衛生管理技術者の適用	<input checked="" type="checkbox"/> ■: 有り 作業環境測定士 <input type="checkbox"/> □: 無し 空気環境測定実施者
6) 火気使用(該当なし)	<input type="checkbox"/> □: 条件付可 (但し、事前に火気使用届けで承諾要) <input checked="" type="checkbox"/> ■: 不可

該当箇所を□→■にマーキングのこと

7)	本業務に密接に 関連する別契約 業務有無	<input type="checkbox"/> 有り (有りの場合は、この欄に指定条件を記載すること)  <input checked="" type="checkbox"/> 無し _____										
8)	廃棄物の処理等 (発生材の保管 場所、集積場所)	<input type="checkbox"/> 有り 添付「廃棄物保管、集積場所位置図」による <input checked="" type="checkbox"/> 無し										
9)	居室等の利 用	<input checked="" type="checkbox"/> 可 *次の居室等は、利用可( 車庫棟休憩室 利用可 ) <input type="checkbox"/> 否										
10)	駐車場の利 用	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否										
11)	付属書類	<input checked="" type="checkbox"/> 【100】市川市 建築保全業務委託共通仕様書  <input checked="" type="checkbox"/> ③-1 作業環境測定業務委託標準仕様書										
12)	添付書類	<p>施設(設備)関係図面、資料 (個別仕様書に添付必須図面類 *印について添付しない場合は、閲覧又は貸与資料欄に記載のこと)</p> <table> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>Ref.No.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 対象施設配置図-平面図</td> <td><u>別紙③-2-2</u> _____</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 測定項目一覧</td> <td><u>別紙③-2-1</u> _____</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 「廃棄物保管、集積場所位置図」</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>その他 <input type="checkbox"/></td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	Ref.No.	<input checked="" type="checkbox"/> 対象施設配置図-平面図	<u>別紙③-2-2</u> _____	<input checked="" type="checkbox"/> 測定項目一覧	<u>別紙③-2-1</u> _____	<input type="checkbox"/> 「廃棄物保管、集積場所位置図」	_____	その他 <input type="checkbox"/>	_____
名 称	Ref.No.											
<input checked="" type="checkbox"/> 対象施設配置図-平面図	<u>別紙③-2-2</u> _____											
<input checked="" type="checkbox"/> 測定項目一覧	<u>別紙③-2-1</u> _____											
<input type="checkbox"/> 「廃棄物保管、集積場所位置図」	_____											
その他 <input type="checkbox"/>	_____											
13)	その他特記	<p>1. 業務の内容及び目的 市川市(以下「委託者」という。)の指定する、市川市クリーンセンター工場棟及び管理棟事務室等について、受託者は通常操業状態における作業環境測定を実施し、作業環境測定の結果及びその評価を委託者に報告する。もって、委託者は作業環境管理及び職員等の健康の保持に資することを目的とする。</p> <p>2. 測定方法・項目及び測定時期 受託者は、次により作業環境測定を実施する。 測定方法:作業環境測定基準(H19.12.28厚生労働省告示第436号)及び廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(H13.4.25)の別紙1の方法に準拠するものとする。 測定項目:別紙「測定項目一覧」による。 測定時期:年2回実施する項目については、夏季・冬季は概ね8月・1月の各1回、計2回とする。また、年6回測定する項目については、2ヶ月に1回測定するものとする。</p> <p>3. 機材及び消耗品等 本業務に必要な機材及び消耗品等は受託者においてこれを負担するものとする。</p> <p>4. 作業環境測定士及び空気環境測定士の選任 受託者は、本委託業務に必要な作業環境測定士及び空気環境測定士を選任し、委託者に届け出ることとする。</p> <p>5. 事故の防止 本業務委託は、稼働中の施設で実施されることから、労働関係法令を遵守するとともに委託者の担当職員の指示に従い、受託者は障害その他事故の発生の防止に努めるものとする。</p> <p>6. 提出書類 受託者は、次の書類を委託者に提出することとする。 作業環境測定報告書、業務日報(作業内容、作業時間及び作業人員を記載したもの)、</p>										

業務状況報告(経過報告)、業務記録写真(日付が確認できるもの)、その他指示によるもの。

**7. 作業環境測定報告書**

受託者は、測定終了後50日以内に写真帳(写真は日付が写し込まれたものであること)を添えた作業環境測定報告書(金文字黒表紙)1部を委託者に提出すること。また、測定結果一覧表(電子媒体エクセルファイル)を提出すること。

作業現場での騒音測定等の測定ききの校正を証明できるもの(含、校正期限)及びその測定機器のリストを作業環境測定報告書に添付すること。

なお、作業環境測定結果の概要及び測定結果一覧(Microsoft Excel型式を含むもの)、CD-R(作業環境測定報告書等)を1部提出するものとする。

ただし、管理濃度、許容濃度等を超過するなど、作業環境の改善必要となる測定結果であった場合は、直ちに委託者へその測定箇所、測定結果及び評価を報告するものとする。

**8. その他**

本仕様書に疑義が生じたときはその対応について、委託者・受託者双方で協議の上、決定することとする。

## 別紙③-2-1 作業環境測定項目一覧

1号内訳書 管理棟1階事務室

項 目	数 量			単 位
	前 期	後 期	計	
室内環境測定 重量濃度	3	3	6	箇所
一酸化炭素	3	3	6	箇所
二酸化炭素	3	3	6	箇所
温度・湿度・気流	3	3	6	箇所

2号内訳書 管理棟2階事務室

項 目	数 量			単 位
	前 期	後 期	計	
室内環境測定 重量濃度	3	3	6	箇所
一酸化炭素	3	3	6	箇所
二酸化炭素	3	3	6	箇所
温度・湿度・気流	3	3	6	箇所

3号内訳書 計量室

項 目	数 量			単 位
	前 期	後 期	計	
粉じん量 相対濃度(A測定)	5	5	10	点
重量濃度	1	1	2	点
特化類 一酸化炭素	5	5	10	点
総炭化水素	1	1	2	点

4号内訳書 工場棟M2階灰クレーン操作室

項 目	数 量			単 位
	前 期	後 期	計	
粉じん量 相対濃度(A測定)	5	5	10	点
重量濃度	1	1	2	点

5号内訳書 工場棟1階灰出しコンベア-室

項 目	数 量			単 位
	前 期	後 期	計	
粉じん量 相対濃度(A測定)	28	28	56	点
重量濃度	1	1	2	点
遊離ケイ酸	1	1	2	点
有機溶剤 二硫化炭素(A測定)	17	17	34	点
二硫化炭素(B測定)	1	1	2	点
ダイオキシン類 ダイオキシン類	1		1	点
ダイオキシン類	1		1	点
重量濃度	1		1	点
A測定(D値から)	28	28	56	点
相対濃度(A測定)	28	28	56	点
B測定(D値から)	1	1	2	点
相対濃度(B測定)	1	1	2	点
金属類 カドミウム	1	1	2	点
鉛	1	1	2	点
クロム	1	1	2	点
砒素	1	1	2	点

## 6号内訳書 工場棟1階加湿機室

項 目	数 量			単 位
	前 期	後 期	計	
有機溶剤 二硫化炭素(A測定)	5	5	10	点
二硫化炭素(B測定)	1	1	2	点
ダイオキシン類 ダイオキシン類	1		1	点
ダイオキシン類	1		1	点
重量濃度	1		1	点
A測定(D値から)	5	5	10	点
相対濃度(A測定)	5	5	10	点
B測定(D値から)	1	1	2	点
相対濃度(B測定)	1	1	2	点

## 7号内訳書 工場棟1階工作室

項 目	数 量			単 位
	前 期	後 期	計	
粉じん量 相対濃度(A測定)	6	6	12	点
重量濃度	1	1	2	点
遊離ケイ酸	1	1	2	点

## 8号内訳書 工場棟2階炉室

項 目	数 量			単 位
	前 期	後 期	計	
粉じん量 相対濃度(A測定)	24	24	48	点
重量濃度	1	1	2	点
遊離ケイ酸	1	1	2	点
ダイオキシン類 ダイオキシン類	1		1	点
ダイオキシン類	1		1	点
重量濃度	1		1	点
A測定(D値から)	24	24	48	点
相対濃度(A測定)	24	24	48	点
B測定(D値から)	1	1	2	点
相対濃度(B測定)	1	1	2	点

## 9号内訳書 工場棟2階灰ピット

項 目	数 量			単 位
	前 期	後 期	計	
粉じん量 相対濃度(A測定)	17	17	34	点
相対濃度(B測定)	1	1	2	点
重量濃度	1	1	2	点
遊離ケイ酸	1	1	2	点
ダイオキシン類 ダイオキシン類	1		1	点
ダイオキシン類	1		1	点
重量濃度	1		1	点
A測定(D値から)	17	17	34	点
相対濃度(A測定)	17	17	34	点
B測定(D値から)	1	1	2	点
相対濃度(B測定)	1	1	2	点
金属類 カドミウム	1	1	2	点
鉛	1	1	2	点
クロム	1	1	2	点
砒素	1	1	2	点
有機溶剤 二硫化炭素(A測定)	9	9	18	点

## 10号内訳書 工場棟プラットホーム控え室

項 目	数 量			単 位
	前 期	後 期	計	
粉じん量 相対濃度(A測定)	5	5	10	点
重量濃度	1	1	2	点

## 11号内訳書 工場棟2階可燃性粗大ごみ破碎機室

項 目	数 量			単 位
	前 期	後 期	計	
粉じん量 相対濃度(A測定)	6	6	12	点
重量濃度	1	1	2	点
遊離ケイ酸	1	1	2	点

12号内訳書 工場棟2階プラットホーム					
項 目	数 量			単 位	
	前 期	後 期	計		
粉じん量 相対濃度(A測定)	40	40	80	点	
重量濃度	1	1	2	点	
遊離ケイ酸	1	1	2	点	
個人サンプラー	1	1	2	点	
特化類 一酸化炭素	10	10	20	点	
総炭化水素	10	10	20	点	
金属類 カドミウム	1	1	2	点	
鉛	1	1	2	点	
クロム	1	1	2	点	
砒素	1	1	2	点	
騒音 騒音レベル	20	20	40	点	
有機溶剤 二硫化炭素(A測定)	27	27	54	点	

13号内訳書 工場棟2階中央制御室					
項 目	数 量			単 位	
	前 期	後 期	計		
粉じん量 重量濃度	3	3	6	箇所	
室内環境測定 一酸化炭素	3	3	6	箇所	
二酸化炭素	3	3	6	箇所	
温度・湿度・気流	3	3	6	箇所	
個人サンプラー 個人サンプラー	1	1	2	点	

14号内訳書 工場棟3階破碎中央制御室					
項 目	数 量			単 位	
	前 期	後 期	計		
粉じん量 重量濃度	3	3	6	箇所	
特化類 一酸化炭素	3	3	6	箇所	
二酸化炭素	3	3	6	箇所	
温度・湿度・気流	3	3	6	箇所	
個人サンプラー 個人サンプラー	1	1	2	点	

15号内訳書 工場棟4階有害ガス除去装置室(石灰供給個所)					
項 目	数 量			単 位	
	前 期	後 期	計		
粉じん量 相対濃度(A測定)	6	6	12	点	
重量濃度	1	1	2	点	
遊離ケイ酸	1	1	2	点	

16号内訳書 工場棟2階有害ガス除去装置室					
項 目	数 量			単 位	
	前 期	後 期	計		
粉じん量 相対濃度(A測定)	12	12	24	点	
重量濃度	1	1	2	点	
遊離ケイ酸	1	1	2	点	

17号内訳書 工場棟4階電気集じん機室・炉室					
項 目	数 量			単 位	
	前 期	後 期	計		
粉じん量 相対濃度(A測定)	50	50	100	点	
重量濃度	1	1	2	点	
遊離ケイ酸	1	1	2	点	
ダイオキシン類 ダイオキシン類	1		1	点	
ダイオキシン類	1		1	点	
重量濃度	1		1	点	
A測定(D値から)	50	50	100	点	
相対濃度(A測定)	50	50	100	点	
B測定(D値から)	1	1	2	点	
相対濃度(B測定)	1	1	2	点	
その他 輻射熱	9	9	18	点	

18号内訳書 工場棟6階有害ガス除去装置室(KALMコンベア部分)					
項 目	数 量			単 位	
	前 期	後 期	計		
粉じん量 相対濃度(A測定)	16	16	32	点	
重量濃度	1	1	2	点	
遊離ケイ酸	1	1	2	点	

19号内訳書 工場棟6階ごみクレーン操作室				
項 目	数 量			単 位
	前 期	後 期	計	
粉じん量 相対濃度(A測定)	5	5	10	点
重量濃度	1	1	2	点

20号内訳書 工場棟6階投入ホッパー室				
項 目	数 量			単 位
	前 期	後 期	計	
粉じん量 相対濃度(A測定)	20	20	40	点
重量濃度	1	1	2	点
遊離ケイ酸	1	1	2	点
有機溶剤 二硫化炭素(A測定)	9	9	18	点

21号内訳書 破碎機室				
項 目	数 量			単 位
	前 期	後 期	計	
粉じん量 相対濃度(A測定)	27	27	54	点
重量濃度	1	1	2	点
遊離ケイ酸	1	1	2	点
アスベスト アスベスト	2	2	4	点

22号内訳書 アルミ選別機廻り				
項 目	数 量			単 位
	前 期	後 期	計	
粉じん量 相対濃度(A測定)	10	10	20	点
重量濃度	1	1	2	点
遊離ケイ酸	1	1	2	点
アスベスト アスベスト	1	1	2	点

23号内訳書 No.1可燃物搬送コンベア室				
項 目	数 量			単 位
	前 期	後 期	計	
粉じん量 相対濃度(A測定)	79	79	158	点
重量濃度	1	1	2	点
遊離ケイ酸	1	1	2	点
アスベスト アスベスト	2	2	4	点

24号内訳書 No.3可燃物搬送コンベア室				
項 目	数 量			単 位
	前 期	後 期	計	
粉じん量 相対濃度(A測定)	15	15	30	点
重量濃度	1	1	2	点
遊離ケイ酸	1	1	2	点
アスベスト アスベスト	1	1	2	点

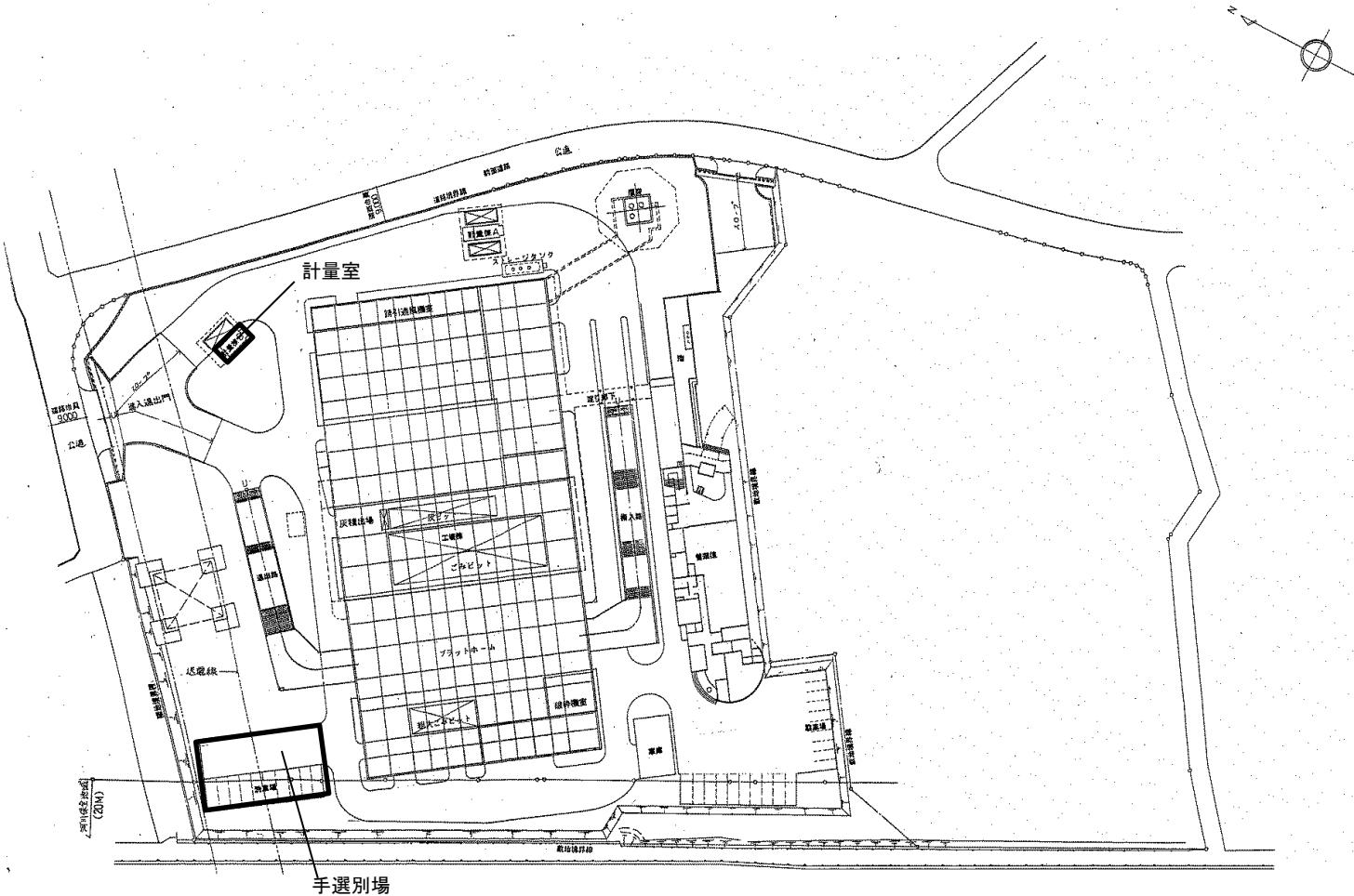
25号内訳書 手選別場				
項 目	数 量			単 位
	前 期	後 期	計	
アスベスト アスベスト	2	2	4	点

26号内訳書 工場棟2階可燃性粗大ごみ破碎機操作室				
項 目	数 量			単 位
	前 期	後 期	計	
粉じん量 相対濃度(A測定)	5	5	10	点
重量濃度	1	1	2	点

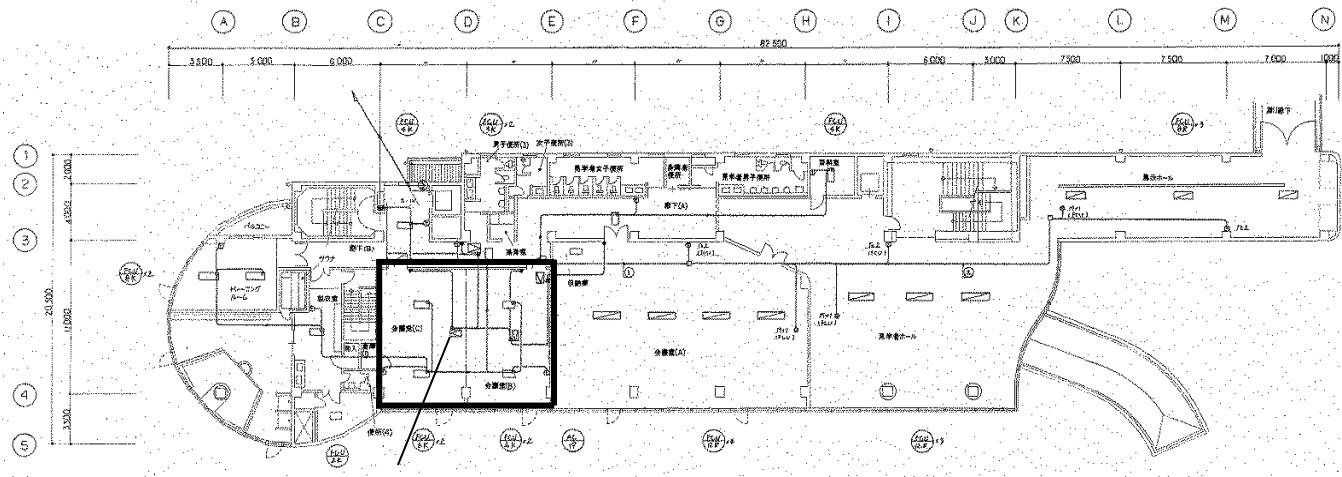
  

27号内訳書 管理棟3階事務室				
項 目	数 量			単 位
	前 期	後 期	計	
室内環境測定 重量濃度	3	3	6	箇所
一酸化炭素	3	3	6	箇所
二酸化炭素	3	3	6	箇所
温度・湿度・気流	3	3	6	箇所

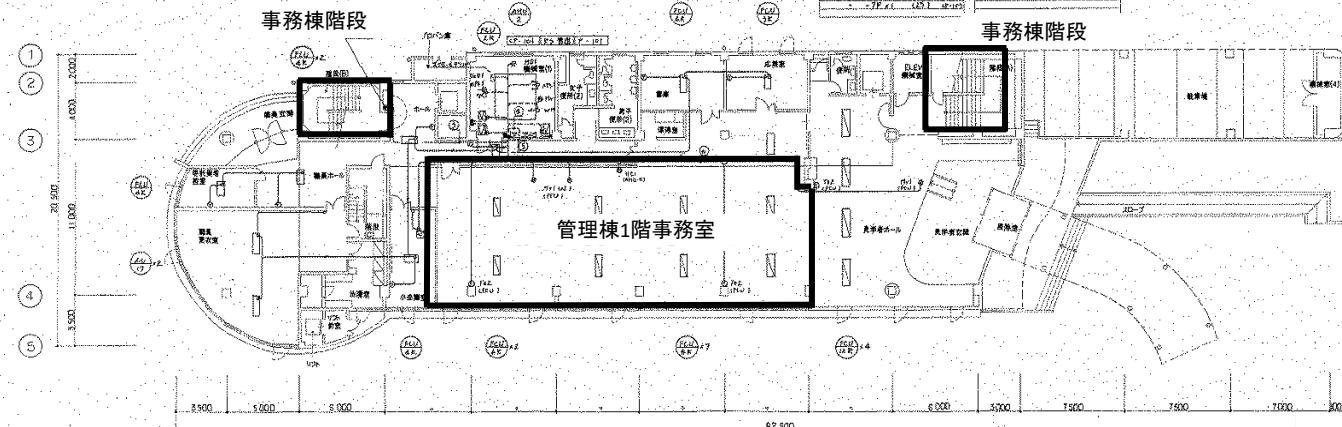
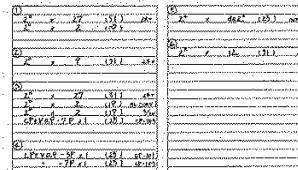


市川市クリーンセンター 配置図

別紙③-2-2

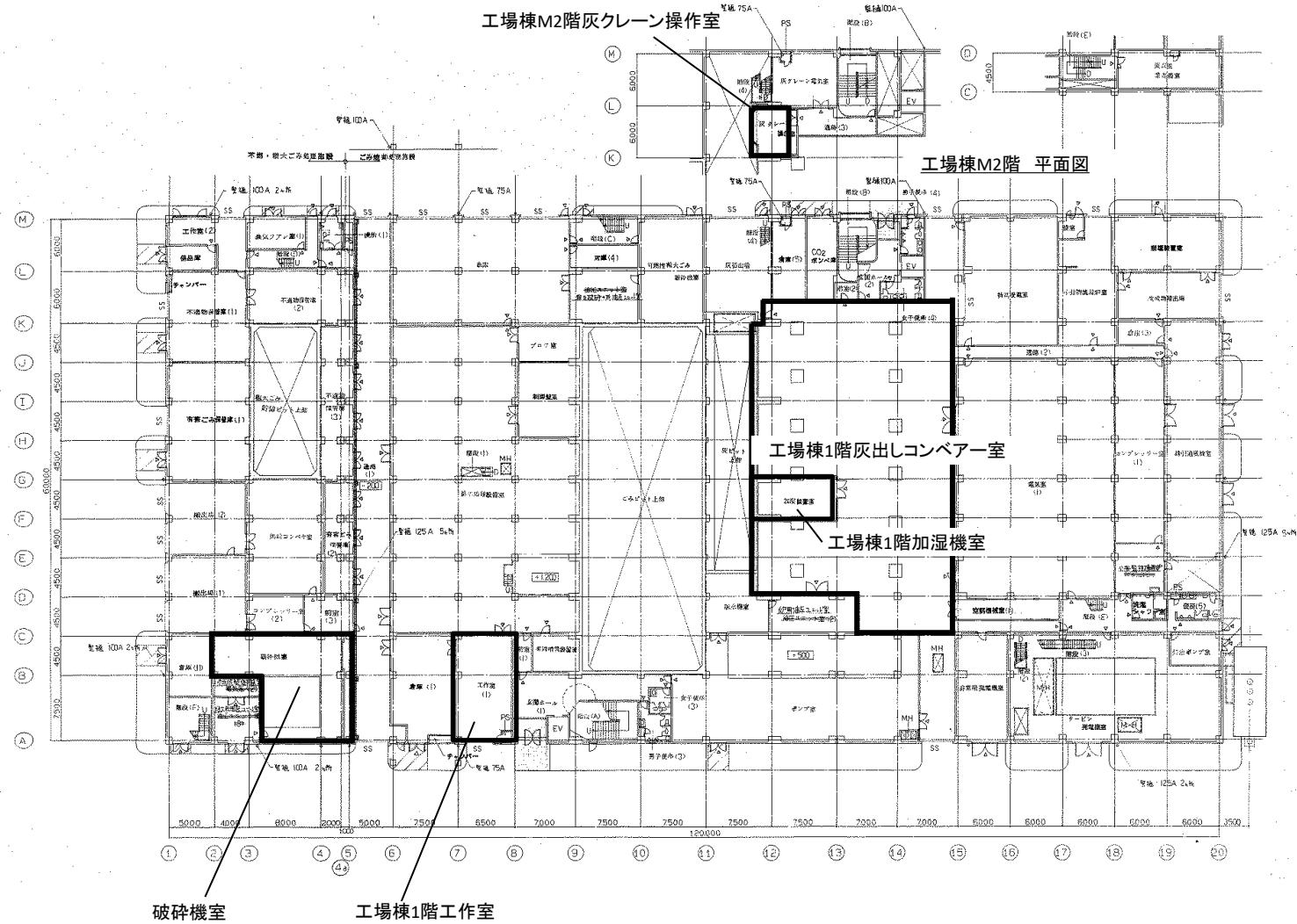


### 管理棟2階事務室

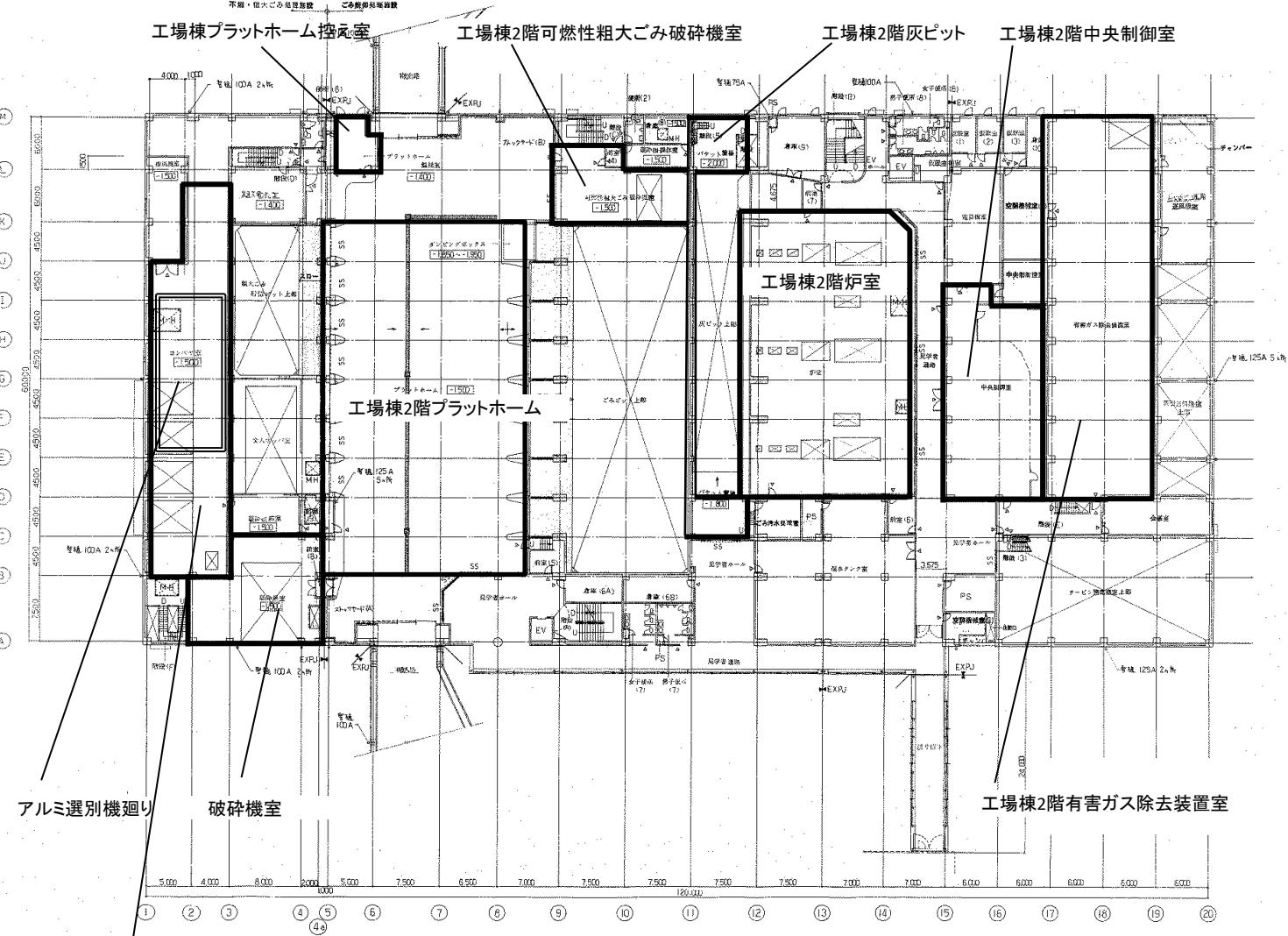


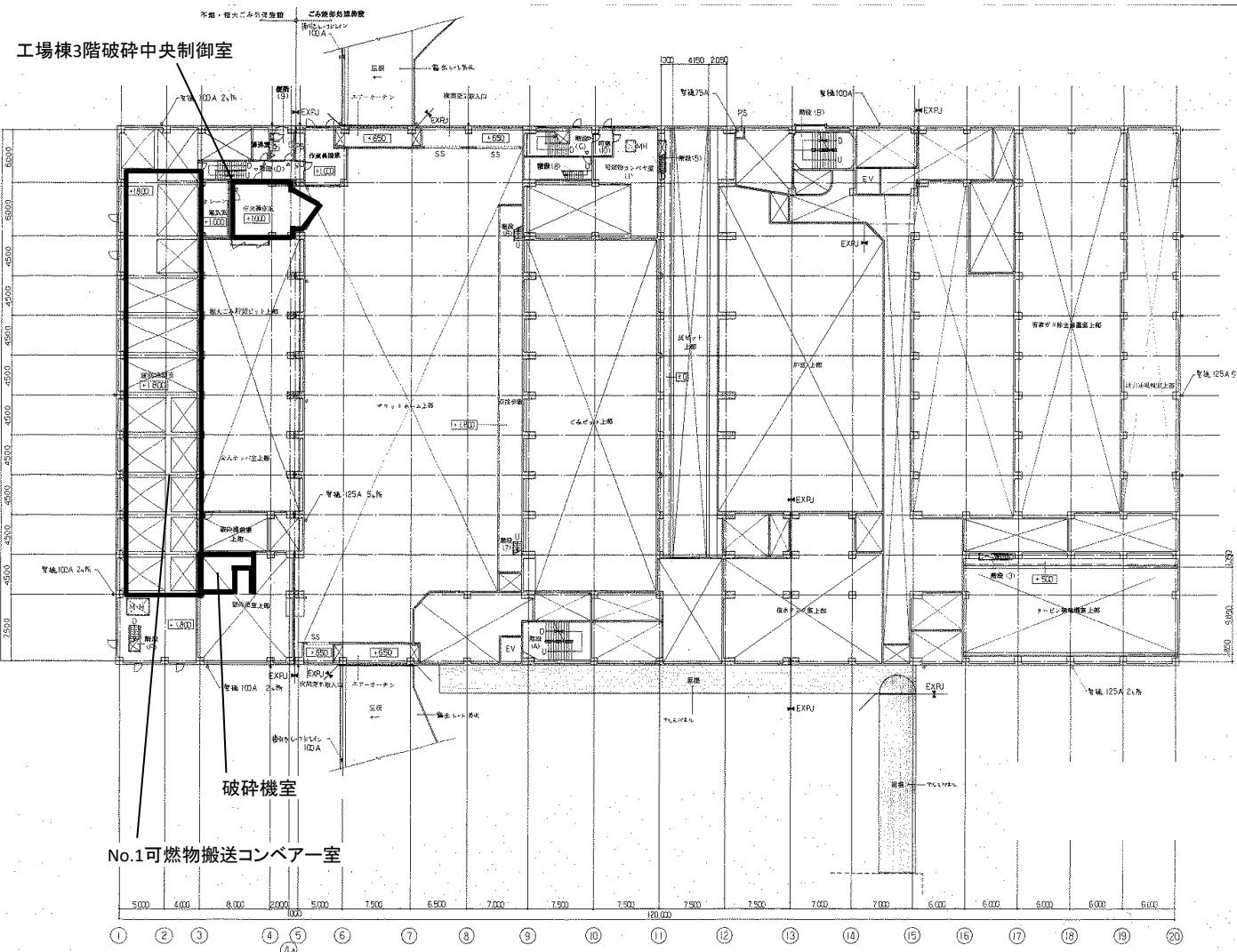
管理棟1階 平面図

別紙③-2-2

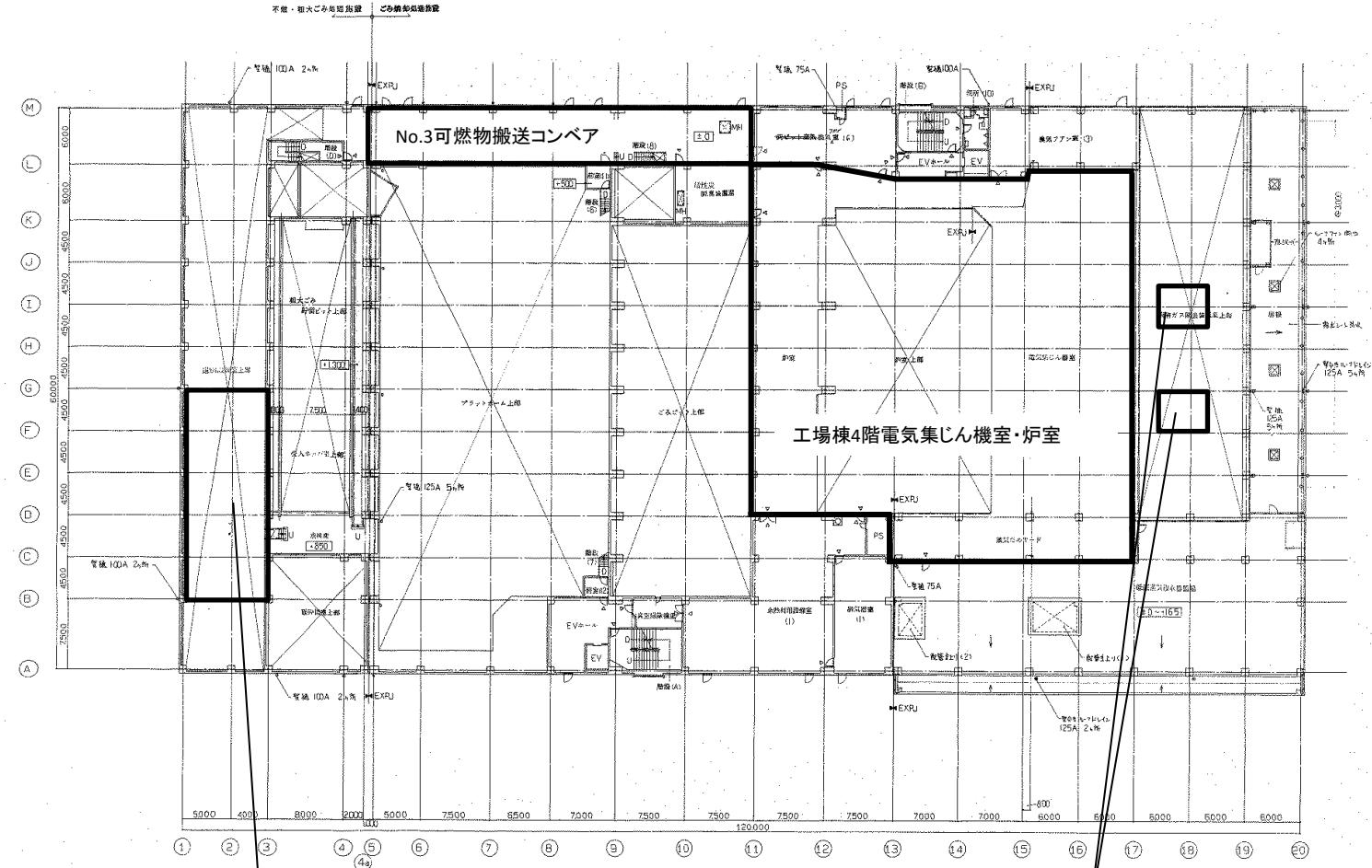


別紙③-2-2





別紙③-2-2

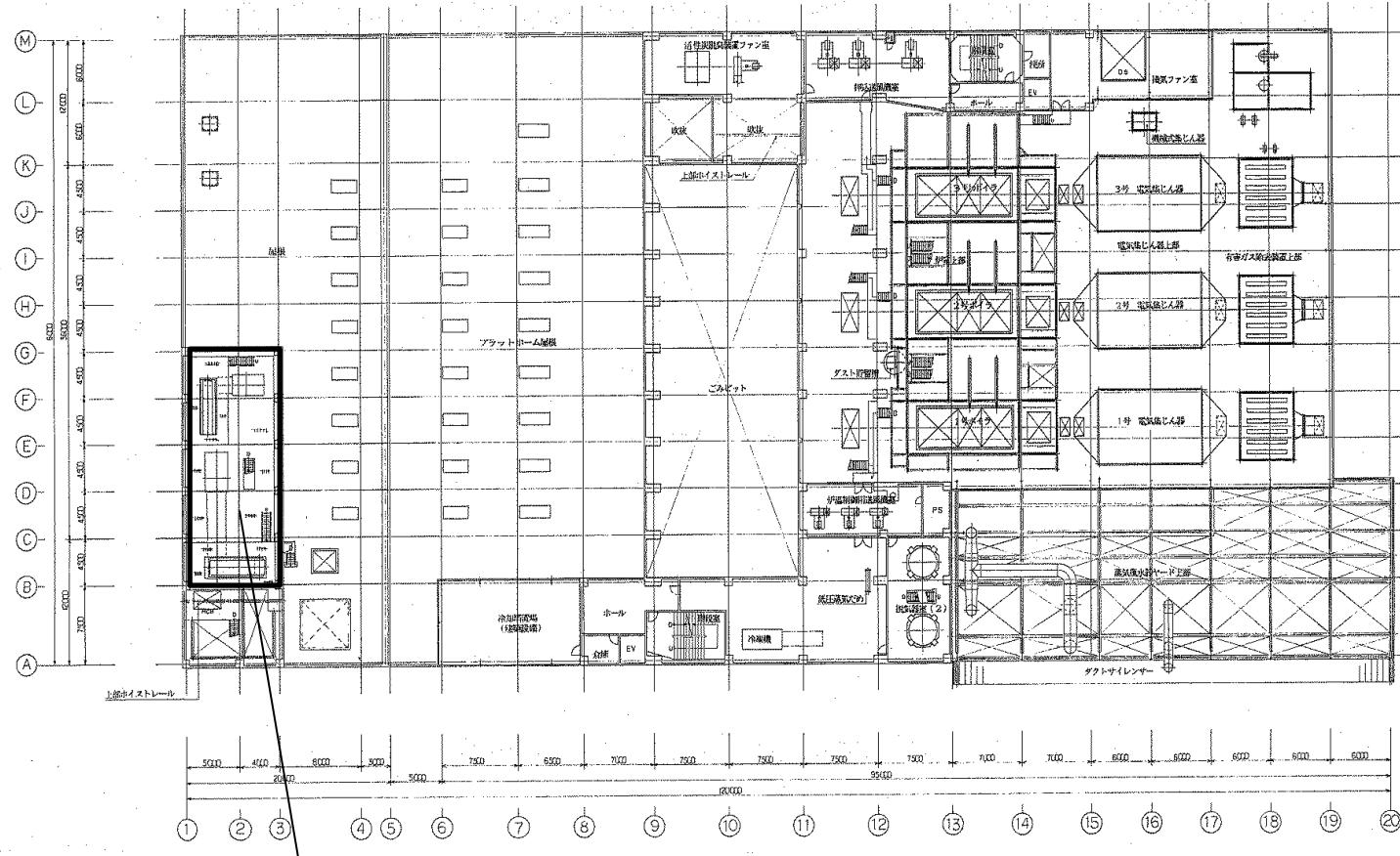


No.1可燃物搬送コンベアー室

工場棟4階有害ガス除去装置室

工場棟4階 平面図

別紙③-2-2



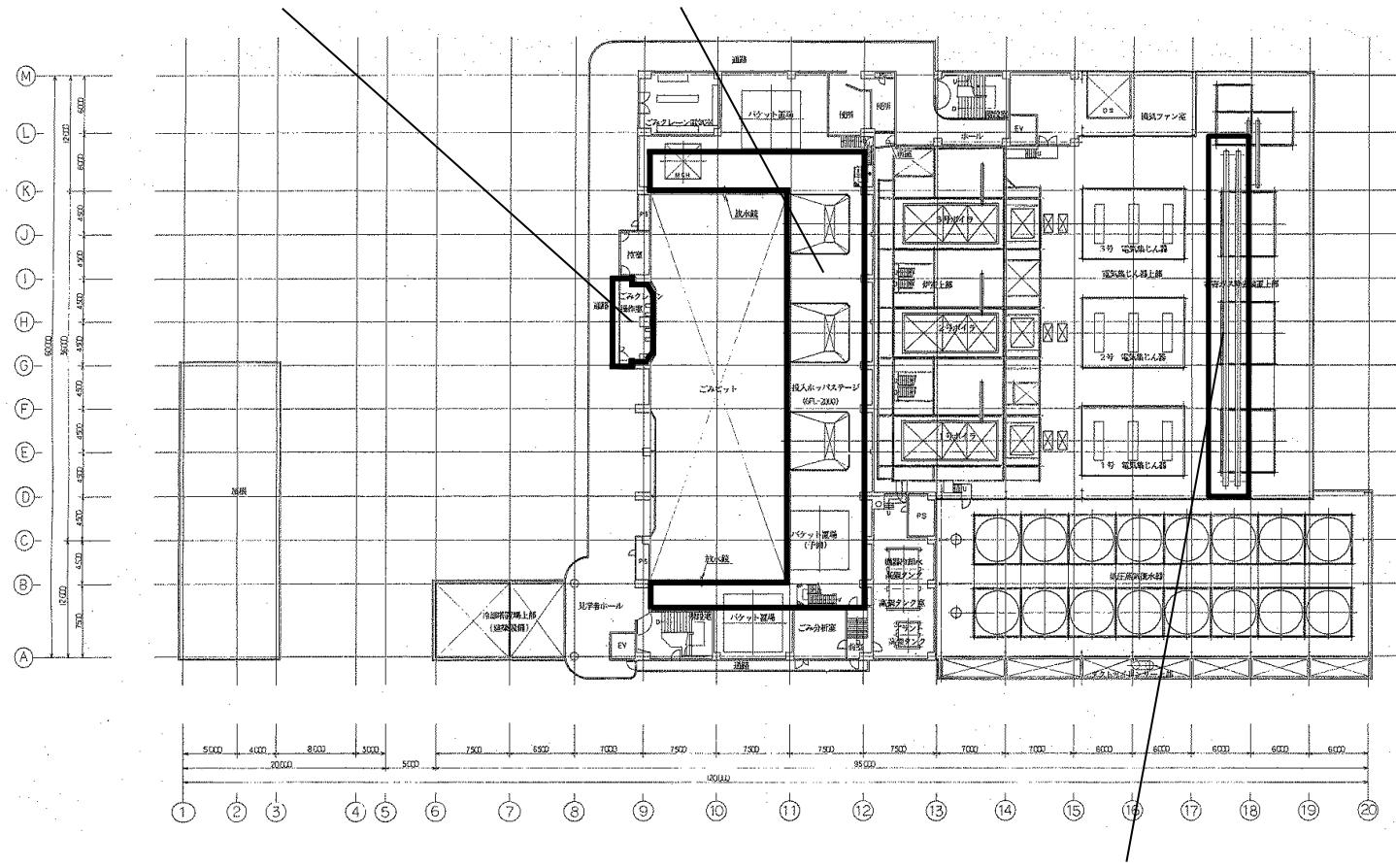
### No.1可燃物搬送コンベアー室

工場棟5階 平面図

別紙③-2-2

## 工場棟6階ごみクレーン操作室

工場棟6階投入ホッパー室



工場棟6階有害ガス除去装置室

## 工場棟6階 平面図

別紙③-2-2

#### ④ごみ質分析調査個別仕様書

##### 1. 測定項目 ごみ質分析調査

2. 業務目的 市川市クリーンセンターの可燃ピット内のごみ(以下「ピットごみ」という。)及び不燃・粗大ごみ処理施設からの埋立物(以下「埋立物」という。)の組成・発熱量等を把握し、燃焼管理等運転管理に資することを目的とする。

##### 3. 業務内容

###### (1) 業務概要

###### ① ピットごみ

委託者が施行場所に取り出した ピットごみ から、受託者は分析試料を採取し、組成、発熱量等を分析調査する。

###### ② 埋立物

委託者が引き渡す試料について組成・粒度等を分析調査する。

###### (2) 調査頻度

委託者が指定した日曜祝日を除く通常操業日とする。

###### ① ピットごみ：年6回

###### ② 埋立物：年1回 ・ 2検体

###### (3) 調査方法

###### ・分析試料

###### ① ピットごみ

委託者が ごみピット から取り出した約 200 k g を、投入ホッパー横で四分法により縮分し、約 10 k g を分析試料とする。

###### ② 埋立物

委託者が採取した、約 1 リットルの試料 2 検体を受託者に引き渡す。

###### ・分析方法

「一般廃棄物処理事業に対する指導にともなう留意事項について」(昭和 52 年 11 月 4 日付 環整第 95 号 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知 改定 平成 2 年 2 月 1 日 衛環 22) に基づくものとする。

※分析方法については、改正された場合は最新分析方法とすること。

#### (4) 分析項目

##### ① ピットごみ

###### 1) 性状 :

単位容積重量(見掛け比重)、三成分(水分、灰分、可燃分)

###### 2) 物理組成 :

10 分類

紙類、厨芥類、布類、草木類、プラスチック類、ゴム・皮革類、非鉄金属類、磁性類、ガラス・陶器類、その他(上記に分類されないもの)

###### 3) 元素分析(組成割合) :

炭素、水素、窒素、硫黄、塩素、酸素

###### 4) 発熱量 :

低位発熱量(実測)、低位発熱量(計算)、高位発熱量、総発熱量

###### 5) 灰分の性状(重量、組成割合) :

高分子、可燃分、不燃分

###### 6) 現場観測項目 :

天気、気温等

##### ② 埋立物

###### 1) 性状 : 単位容積重量、粒度分布(6 階級)

###### 2) 物理組成 : 7 分類(鉄、アルミ、不燃物、可燃物(紙・布類、木・竹類) プラスチック(軟質プラ、硬質プラ))

###### 3) 現場観測項目 : 天気、気温 (甲の観測による)

### 4. 提出書類及び報告書 (成果品)

・提出書類は、A4版とする。

#### (1) 提出書類

- ① ごみ質分析調査報告書
  - ② 業務日報(作業内容、作業時間及び作業人員を記載したもの)
  - ③ 業務状況報告(経過報告)
  - ④ 業務記録写真(日付が確認できるもの)
  - ⑤ その他指示によるもの
- ②～⑤は測定毎に提出する。

#### (2) 報告書

- ① 各回の調査結果報告書・・・・・・1部
- ② 年間調査結果報告書・・・・・・2部

③ 業務日報及び作業状況の写真・・・・・ 2部

- ・提出期限について、①は測定日から30日以内とし、測定結果一覧表(電子媒体エクセルファイル)及び測定結果報告書により報告すること。  
②及び③は委託期間の最終日までとする。

## 5. 施行に伴う注意事項

本業務実施にあたって、受託者は委託者の担当職員の指示に従うものとする。又、クリーンセンター操業中に行うものであり、ホッパーステージのごみクレーン運転等に関する安全については、委託者・受託者において十分に注意すること。

報告様式

不燃・粗大ごみ処理施設の埋立物性状

採取年月日			
採取時刻			
種類組成	埋立物(%)		
	鉄(%)		
	アルミ(%)		
	不燃物(%)		
	可燃物(%)		
	紙・布類(%)		
	木・竹類(%)		
	プラスチック類(%)		
	軟質プラ(%)		
	硬質プラ(%)		
単位容積重量(kg/m3)			
粒度	150mm 超(%)		
	25~150mm(%)		
	20~25mm(%)		
	10~20mm(%)		
	5~10mm(%)		
	5mm 以下(%)		
備考 : 5mm 以下のものは分別不能とし、不燃物とする。			

## ⑤焼却灰等分析個別仕様書

1. 測定項目 焼却灰等分析
2. 業務目的 クリーンセンターにおける事業活動によって発生する焼却灰等の一般廃棄物について重金属等の分析を実施し、焼却灰等の一般廃棄物を適正に処理すること及び施設の運転・管理に資することを目的とする。
3. 業務内容 本業務委託は、市川市クリーンセンターにおける事業活動によって発生する、主灰、飛灰及び使用済石灰について分析を実施するものとする。
  - (1) 分析頻度・採取時期
    - ① 各炉主灰（溶出試験）：24回（毎月2炉ずつ）
    - ② 混合主灰（溶出試験）：12回（毎月）
    - ③ 混合飛灰（溶出試験）：12回（毎月）
    - ④ 使用済石灰（溶出試験）：1回（11月）
    - ⑤ 各炉主灰（熱灼減量）：24回（毎月2炉ずつ）
    - ⑥ 各炉乾燥主灰（熱灼減量）：3回（11月）
    - ⑦ 混合主灰（熱灼減量、含有試験）：4回（5・8・11・2月）
    - ⑧ 混合飛灰（含有試験）：4回（5・8・11・2月）
    - ⑨ 混合乾燥飛灰（熱灼減量）：4回（5・8・11・2月）

②及び③の有機憲化合物等の分析は年1回
  - (2) 試料の採取と引渡し
    - ①受託者が準備した試料容器を用い、委託者が試料を採取するものとする。
    - ②採取した試料は、クリーンセンターにて直接委託者から受託者に引き渡し、受託者が運搬するものとする。
  - (3) 分析に係わる費用負担  
試料の運搬、報告書作成・送付及び分析に使用する機材等は受託者において負担するものとする。

## 4 添付資料

- (1) 別紙⑤-1 「分析項目」

## 5. 提出書類及び報告書（成果品）

・提出書類は、A4版とする。

### (1) 提出書類

- ① 焼却灰等分析結果報告書
  - ② 業務日報（作業内容、作業時間及び作業人員を記載したもの）
  - ③ 業務状況報告（経過報告）
  - ④ 業務記録写真（日付が確認できるもの）
  - ⑤ 機器等の校正証明書
  - ⑥ その他指示によるもの
- ②～④及び⑤は測定毎に提出する。

### (2) 報告書

①各回の測定結果報告書・・・・・・1部

②年間測定結果報告書・・・・・・2部

③業務日報及び作業状況の写真・・・・・・2部

・提出期限について、①は試料採取日から14日以内とし、速報として分析結果一覧表（電子媒体エクセルファイル）により報告すること。また、分析結果報告書は試料採取日から30日以内に提出すること。②及び③は委託期間の最終日までとする。ただし、測定結果が基準値を超過している場合には、直ちに報告すること。

## 「分析項目」

## 1. 分析項目及び検体数

項目	検体 ①各炉主灰 (検体数)	②混合主灰 (検体数)	③混合飛灰 (検体数)	④使用済 石灰 (検体数)	⑤各炉主灰 (検体数)	⑥各炉 乾燥主灰 (検体数)	⑦混合主灰 (検体数)	⑧混合飛灰 (検体数)	⑨混合 乾燥飛灰 (検体数)
pH	24	12	12						
総クロム							4	4	
カドミウム		12	12	1			4	4	
鉛	24	12	12	1			4	4	
六価クロム		12	12	1					
ヒ素		12	12	1			4	4	
総水銀		12	12	1			4	4	
アルキル水銀		12	12	1			4	4	
PCB		12	12	1			4	4	
セレン		12	12	1			4	4	
熱灼減量					24	3	4		4
水分	24	12	12	1					
有機燐化合物		1	1						
シアノ化合物		1	1						
トリクロロエチレン		1	1						
テトラクロロエチレン		1	1						
ジクロロメタン		1	1						
四塩化炭素		1	1						
1, 2-ジクロロエタン		1	1						
1, 1-ジクロロエチレン		1	1						
シス-1, 2-ジクロロエチレン		1	1						
1, 1, 1-トリクロロエタン		1	1						
1, 1, 2-トリクロロエタン		1	1						
1, 3-ジクロロブロベン		1	1						
1, 4-ジオキサン		1	1						
チウラム		1	1						
シマゾン		1	1						
チオベソカルブ		1	1						
ベンゼン		1	1						
※分析方法	1・3	1・3	1・3	1・3	1・3	1・3	2	2	2

※上記、分析方法の番号は、下記、2. 分析方法の番号を示す。

## 2. 分析方法

1	①産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法	昭和48年2月17日 環境庁告示13号
	②産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法等の一部改正	昭和57年3月28日 環水企62号
2	①「底質調査方法」環境省水質保全局通知	昭和50年10月28日 環水管120号
	②「底質調査方法」環境省水質保全局通知の一部改正	昭和63年9月8日 環水管127号
3	一般廃棄物処理事業に対する指導に伴なう留意事項について	昭和52年11月4日 環整95号

※分析方法について改正された場合は、最新の分析方法とすること。

# 市川市建築保全業務委託共通仕様書

(令和5年版)

## 1 目的等

- (1) 市川市建築保全業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、市川市が発注する建築保全業務委託に係わる委託契約書及び契約図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。
- (2) 建築保全業務委託に関する一般的な事項等は、国土交通省が制定する建築保全業務委託共通仕様書（令和5年11月8日改定）に定める規定を準用することとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句等に読み替えるものとする。なお、前項で読み替えた字句等は、その後も適用するものとする。

建築保全業務委託共通仕様書（国土交通省制定）		読み換える字句等
1.1.1 適用 (b)	受注者	受託者
1.1.1 適用 (e) (4)	特記	個別
1.1.2 用語の定義 (2)	施設管理担当者	監督職員
1.1.2 用語の定義 (2)	発注者	委託者
1.1.2 用語の定義 (16)	業務の終了の確認	業務の完了の確認

## 2 業務委託の検査

受託者は、市川市委託契約等の検査に関する要綱の定めるところにより検査を受けなければならない。

## 3 個別仕様書

建築保全業務委託に関し特に定めるべき事項は、個別仕様書に明記するものとする。